

## 第13回「日タイビジネス商談会」開催のご案内

- 主催：日本政策金融公庫、盤谷日本人商工会議所(JCC)、タイ投資委員会(BOI)
- 後援：在タイ日本国大使館、日本貿易振興機構、海外産業人材育成協会、タイ財務省、タイ工業省、タイ工業連盟、バンコック銀行
- 協力：北洋銀行、七十七銀行、仙台銀行、山形銀行、東邦銀行、福島銀行、筑波銀行、栃木銀行、群馬銀行、千葉銀行、京葉銀行、東京スター銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、大光銀行、北國銀行、福井銀行、福邦銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、大垣共立銀行、十六銀行、静岡銀行、清水銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、南都銀行、山陰合同銀行、中国銀行、トマト銀行、広島銀行、阿波銀行、百十四銀行、香川銀行、伊予銀行、四国銀行、大分銀行、宮崎銀行、フィデアグループ(荘内銀行・北都銀行)、めぶきフィナンシャルグループ(常陽銀行・足利銀行)、ほくほくフィナンシャルグループ(北陸銀行・北海道銀行)、三十三フィナンシャルグループ(三重銀行・第三銀行)、関西みらいフィナンシャルグループ(関西みらい銀行・みなと銀行)、山口フィナンシャルグループ(山口銀行・もみじ銀行・北九州銀行)、ふくおかフィナンシャルグループ(福岡銀行・熊本銀行・親和銀行・十八銀行)、信金中央金庫、東京東信用金庫、岐阜信用金庫、東濃信用金庫、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、浜松いわた信用金庫、三島信用金庫、瀬戸信用金庫、碧海信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫

日本政策金融公庫(JFC)、盤谷日本人商工会議所(JCC)及びタイ投資委員会(BOI)では、在タイ企業の新たな取引先(販売先、仕入先等)開拓を支援するために、標記商談会を開催します。

**つきましては、当日ご参加いただける、①バイヤー(発注企業)、②サプライヤー(受注企業)を募集します。販売先開拓のみならず、仕入・外注先等の開拓や新製品開発・新市場開拓等に向けた情報交換の場**としてもご活用ください。

- 開催日時：2020年1月28日(火) 12:00～17:15(受付開始11:00～)
- 開催場所：BITEC (Bangkok International Trade & Exhibition Centre)  
住所 88 Bangna-Trad Road(km.1), Bangna, Bangkok 10260 / TEL 02-726-1999
- 参加企業：タイに所在する日本企業の現地法人又は支店、タイ地場企業(ただし、飲食・小売業、不動産業、人材紹介業及びコンサルティング業等は原則参加不可)
- 募集社数：約350社(予定)(前回参加企業 354社)  
なお、商談用テーブルについては、バイヤー(サプライヤーを兼ねる先を含む)のみご用意いたします(先着150社程度)。
- 商談方法：申込企業のご希望に基づく事前マッチング制〔1商談あたり25分、最大9商談〕  
(申込書の企業情報をまとめた「商談シート」を申込企業に配布の上、商談希望を事前に募り、事務局で事前に組合せをいたします。【添付フロー図参照】)
- 参加費用：無料
- 申込方法：右のWeb申込フォームよりお申込み下さい。 <http://www.jcc.or.th/bm2020/jp>
- 申込期限：2019年10月11日(金)  
(ただし申込多数の場合、期限日前に募集を締め切ることがあります)

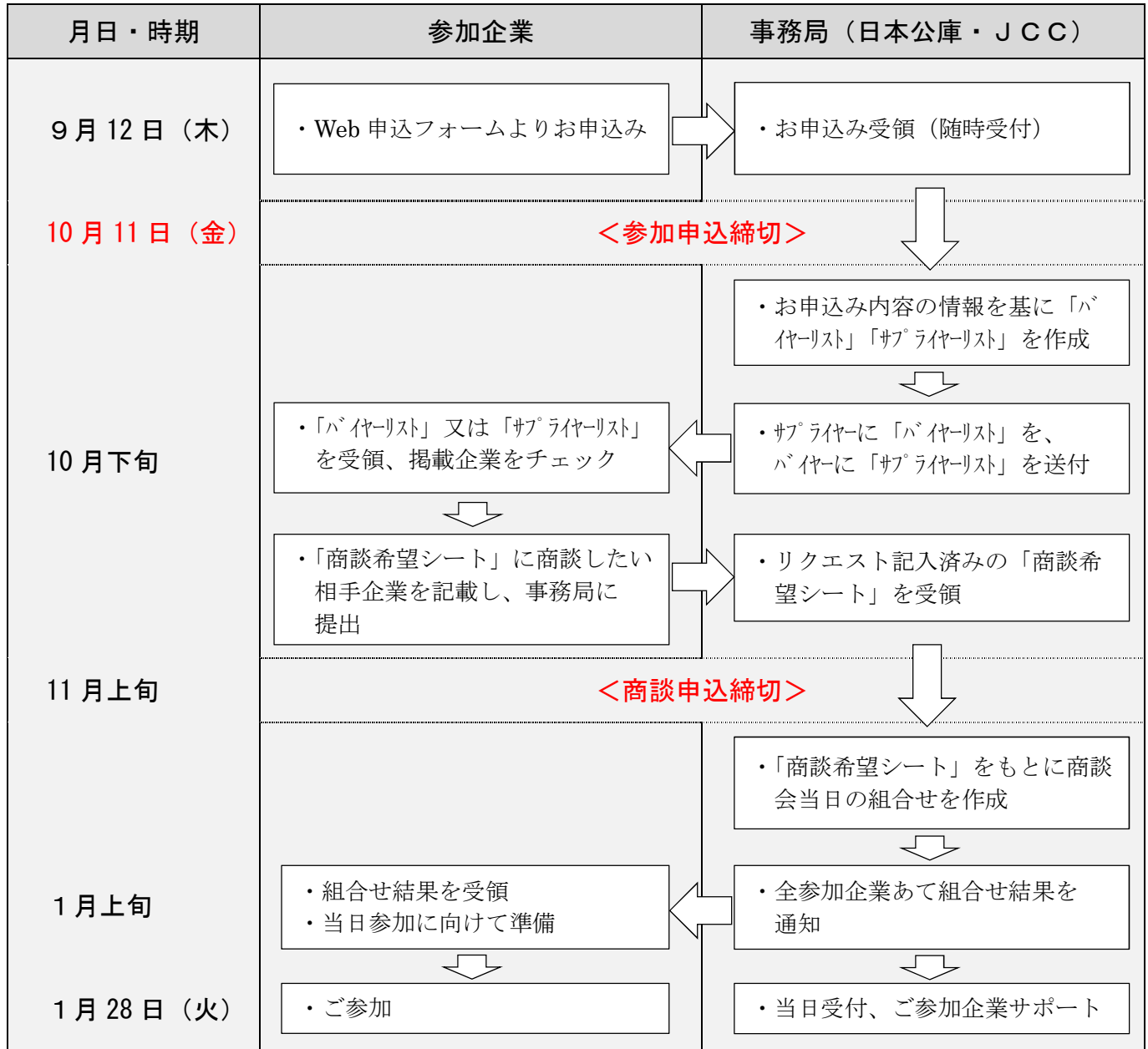
### 【お問合せ先】

- 日本政策金融公庫 バンコク駐在員事務所 南里 または 井之上 (Tel: 02-252-5496)
- バンコク日本人商工会議所 マトゥロット または 藤下 (Tel: 02-250-0700)
- メールでのお問合せ：[bm2020@jcc.or.th](mailto:bm2020@jcc.or.th)

# 参加規約

- 目的  
本参加規約は、第13回日タイビジネス商談会開催にあたり、参加企業に遵守していただく事項を定めたものです。
- 参加申込みのキャンセル  
お申込み後のキャンセルは原則不可とさせていただきます。
- 当日の欠席、遅刻、途中退場  
当日欠席、遅刻、途中退場は他の参加企業に多大なご迷惑をおかけすることになりますので、くれぐれもご遠慮いただくようお願いします。
- 参加申込書に記入いただいた情報の取扱い  
参加申込書に記入いただいた情報は、主催者が、商談会の運営や「商談希望シート」の発送等のために使用することを承諾していただきます。
- 反社会的勢力の排除  
参加企業には、主催者に対し次のイ及びロを確約し、現在から将来にわたってこれに反した場合には、主催者の判断により本商談会への参加を拒否されても、異議がないものとしていただきます。  
(イ) 参加企業は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者には該当しません。  
(ロ) 参加企業は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて紹介者の信用を毀損しまたは紹介者の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行いません。
- 参加の拒否  
以下に該当すると主催者が判断した場合は、参加をお断りします。
  - ・参加規約に違反した場合。
  - ・事業内容及び展示品が本商談会に不適切、あるいは社会正義に反するものである場合。
  - ・信用状況の悪化又は法令違反により処罰を受けたこと等により、本商談会への参加が不適切である場合。
- 参加企業への事前接触及び通路等における配布活動の禁止  
公平な商談会運営のため、他の参加企業への事前接触及び、入口・出口・通路、休憩場等公共の場における資料・パンフレット等の配布、PR活動等を一切禁止します。配布、PR活動は、他の参加企業の迷惑にならないようにご使用のテーブル上で行ってください。
- 損害責任  
参加企業（その代理者を含みます。以下同じ）が、商談会場の設備、他の参加企業の装飾、来場者の人身等に損害を与えた場合、補償は参加企業自身の責任となります。また、主催者は、直接的にも間接的にも参加企業が被る交通機関の遅延、主催者が用意した通訳者による通訳、自然災害や社会不安等による損害、会場での商談内容及びその結果、参加企業による商談会で取得した情報の漏えい、参加企業が提供する飲食物による中毒、送付物の紛失等の責任を負いません。
- 商談会の延期・中止  
天災・人災等の災害や、不可抗力により商談会の開催が困難と判断された場合、主催者は本商談会の延期・中止を決定します。延期・中止の場合に生じた費用・損害等については、主催者は補償しません。
- 規約の追加・修正  
主催者は、本商談会を円滑に行うため、規約等の追加・修正を行うことがあります。

## 第13回 日タイビジネス商談会 お申込みの流れ【フロー図】



### <主なご留意事項>

○お申込みは、Web 申込フォームより行ってください。

○お申込み後のキャンセルは原則不可とさせていただきます。

○商談希望シートに基づく組合せについては、以下の点をご了承ください。

- ・限られた商談コマ数（9コマ）の中でバイヤーのご希望を優先して組合せを実施するため、結果としてサプライヤーのご希望に添えない場合もあります。また、バイヤーもサプライヤーからの希望に基づき面談申込みを受けていただくことがあります。
- ・事務局で事前に組み合わせた商談は、参加企業の希望に基づくものですので必ず実施ください。

○サプライヤー・バイヤーの両方として参加される企業は、2名以上でのご参加をお願いします。（サプライヤーとして他バイヤーと面談される場合、必ず自社テーブル席に1名は残ってください。）

○タイ企業との商談の際にはご要望に応じ通訳を派遣しますが、人数に限りがありますので、極力、自社の通訳を手配いただくよう、ご協力をお願いします。